

## 中川・綾瀬川有識者会議 規約

## (名称)

第1条 本会は、「中川・綾瀬川有識者会議」（以下「会議」という。）と称する。

## (目的)

第2条 本会議は、河川管理者である国土交通省関東地方整備局長（以下「局長」という。）が「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画（案）」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として設置するものである。

## (組織等)

第3条 会議の委員は、局長が委嘱する。  
2 会議は、別表で掲げる委員及びオブザーバーで構成する。  
3 委員の任期は「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画」が策定されるまでとする。

## (座長)

第4条 会議には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。  
2 座長は会議を代表し、会議の円滑な運営と進行を総括する。  
3 座長は会議の秩序維持のために必要な措置を事務局に命ずることができる。  
4 座長に事故がある時は、座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 会議は、局長より委任された江戸川河川事務所長が招集するものとする。  
2 委員の代理出席は認めない。ただしオブザーバーはこの限りではない。

## (公開)

第6条 会議は原則公開とし、会議の公開方法については会議で定める。ただし、審議内容によっては、会議に諮り、非公開とすることができる。

## (事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部及び江戸川河川事務所に置く。  
2 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。  
3 事務局は、第4条3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずるものとする。

## (規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

## (雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、委員総数の2分の1以上の同意を得て行うものとする。

## (附則)

この規約は平成18年12月4日から施行する。  
令和5年1月17日改正

## 中川・綾瀬川有識者会議 委員名簿

青木 伯生	埼玉県水産研究所 所長
浅枝 隆	埼玉大学 名誉教授
末木 啓介	埼玉県立歴史と民俗の博物館 館長
田中 規夫	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授
堂本 泰章	(公財) 埼玉県生態系保護協会 専務理事
中村 恭志	東京工業大学大学院 環境・社会理工学院融合理工学系 准教授
中村 好男	東京農業大学 名誉教授
二瓶 泰雄	東京理科大学 理工学部 土木工学科 教授
畠瀬 頼子	(一財) 自然環境研究センター 主席研究員
平林 由希子	芝浦工業大学 工学部 土木工学科 教授

※敬称略 五十音順

オブザーバー

関係都県 (埼玉県、東京都)